

## 社会保険業務処理マニュアル疑義回答一覧

### 【I 健康保険・厚生年金保险 適用】

平成20年1月17日

(マニュアル) 分類	通番	分類 コード①	分類 コード②	事務局	業務処理名	案件名	疑義内容	回答	回答月
III-2	143	1302	1	高知	被扶養者(異動)届(削除・変更)	年金受給者となった場合の不該当日について	被扶養者の認定を受けていた者が、所定の年齢に到達したことにより年金受給者となり、その年金額が被扶養者の認定基準を超える場合、被扶養者の不該当日(削除日)はいつになるのか。	年金額が180万円以上であった場合、年金の支払日をもって不該当することが妥当である。 年金の支給停止解除または減額解除により、年金額が認定基準を超える場合においても同様に、年金の支払日をもって不該当とするものである。 遅れて年金請求を行った場合や、変更処理が行われたことにより年金額が増額される場合も同様、年金の支払日をもって不該当とする。 なお、年金額の過及分については認定基準における収入の対象とはみなさず、本来支給の年金額をもって削除等の判断を行うこと。	2006年10月